

實験槽
山動記

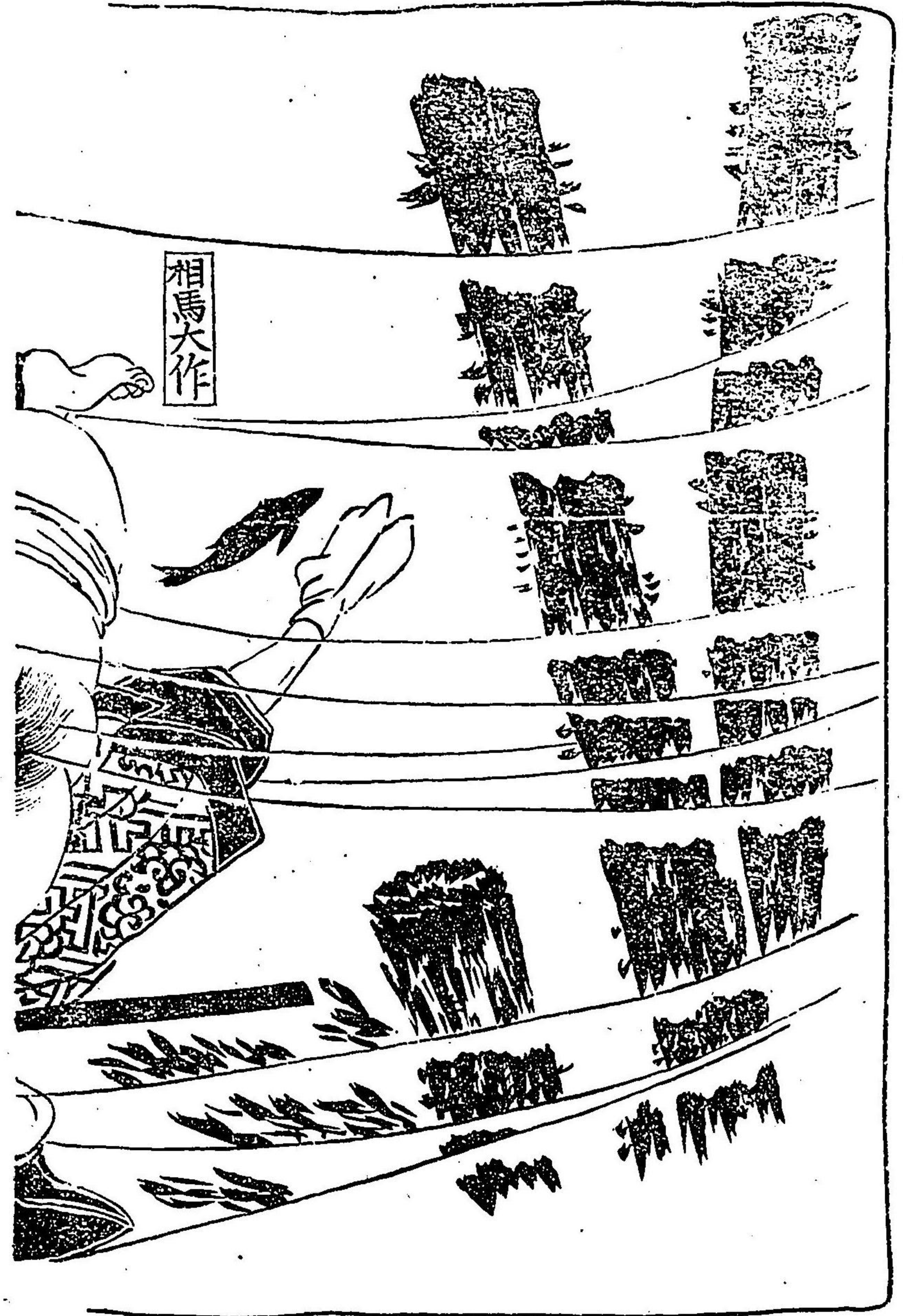
相馬大正

147
57



檜山騷動實記

往古より忠臣義士身を殺して仁を成す者多あるが中に其事蹟の埋滅して傳らざるものば前に遺骸は限りたてなれ茲に我友風禽子這回當摩某の上を口碑を傳ふるが
 其例の快筆もて巨細は描出してこれが序せよと請はる願ふに當摩某の事は世に左
 右と言ひ傳ふれど何れ欺真なるべき唯風禽子がものせられしは口碑のまゝにして其
 真偽を判ら難きも記載する事實のまゝ忠孝の教は適ひぬれば斯る書を世に弘む
 るも悪しからじ然れど物皆利弊の相伴ふからに當摩が忠義の心なくして徒に其迹を
 傳はし流れて刺客の群にや入らん實に戒慎むべき事にこそ冀くは看官當摩が心もて
 心とし無事の時には斥て凡庸と嗤はるゝも一朝有事に際し奮つて其身を顧みず國家
 の爲に力を致さばうの名當時も顯はれずとも後世人の鑑鑑とありらん實に勤むべき
 は忠孝の道ありかしと平素の口調に引換て紙爲堂主人老實に記す

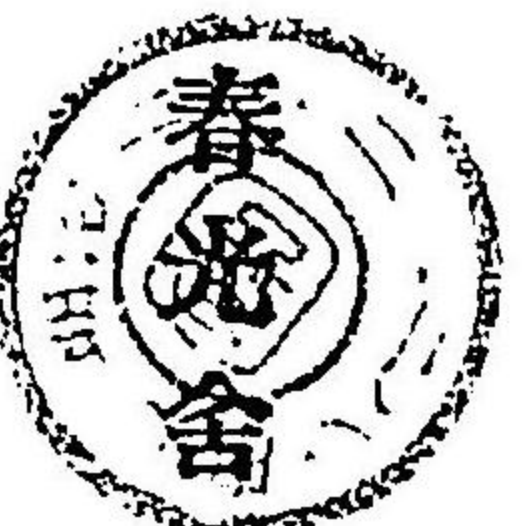


○本編目次

- 第一回 兩侯妓に溺れて淫酒を恣す
- 第二回 良臣辨を奮つて上使に説く
- 第三回 忠士時に會ふて顯職を占む
- 第四回 孝士國を去つて良師に就く
- 第五回 孤忠身を獲して仇侯を撃つ
- 第六回 輔車危を免れて其身を全す
- 第七回 義士水を潜つて嗣侯を刺す
- 第八回 俠客義を重じて故主を救ふ
- 第九回 明君仁を垂れて籠禽を放つ
- 第十回 良相直を秉つて義士を斬る

檜山騷動實記

東京



春光舎風禽書述

○第一回 兩侯妓に溺れて淫酒を恣す
 國を愛ひて家を忘れ身を殞して難を濟ふは忠臣の志ありと故人の金言寔ある哉世ふ檜山の事件を稱して方今を激自神に言ひ傳播る浪士當間雷策が舊主の恨意を雪がんと多年幾許の辛苦を嘗め竟に其身は斷頭場裏の露と消えにし歸由を原ぬるに寛延の年間徳川七代將軍家次公薨去ししにければ乃ち戸張大納言宗繼公をして御世嗣たるべきとて俄然に高山中納言俊宗公八代將軍と任し給ひしより宗繼公深く遺憾に思し召されさしも賢君と稱し奉ふし相公にも似す晝夜淫酒に耽り給ひて漸次に御行狀悪かりしか一夜酒宴の御席にて茶道石田道冠を御側近召させられ聲を潛めて宣まふや予未だ壯年より花街の狀景を見し事あければ汝今宵吉原へ歸るを案内せよと非常の仰せに道冠は心中に太く驚愕さしが君命争か博し難くハツトと計りに承服はり頓て微行の御服装に打扮給ふを四五個の近習と俱に肩從ひ此夜吉原仲の町を近江屋の許に至り給ふに頃は彌生の月中旬路頭に咲る櫻花は爛熳として燭火を奪ひ樓裏に奏づる絃聲は喧鬧として耳底を貫ぬく實にや萱洲散人が該地に題す詩作に多少の紅粧祭として霞を作す五街の春色繁華を聞はず相迎て更に清氷の好を賞す各自争鬪す解語の花と詠しも想像れにし花街の景望に宗繼公特さら御顔色うらはしく彼近江屋の樓上に呼び集へたる藝妓辯間が阿諛追従の取持に暫時佳興に入り給ひつ當時廊中

第一は全盛ありと聞ねたる三浦屋は遊女高尾太夫を今宵の伽に迎へ給へと折ふし渠は故障ありて遊客の招待に應せざるより則ち同家の吉野太夫をその敵妓と定められ竟に鴛鴦臺の仇なる夢を結むれしが早や御眼覺と道覺等の促し告るに鶏鐘を恨めしとまで思せしかを去とて留まる事ならねば遺憾惜くも吉野太夫に離別を告げ大門より豫て準備の籃輿に其身を深く匿し給ひつ只管杜夫の脚步を急がし未だ其夜の向晨ざる頃御館へ歸らせ給ひしを知る者絶ておかりしとぞ爰に戸張七之助殿と稱せしは御分家同苗縫殿之助の次男にして當時播州姫路の城主高木原式部頭が御世襲となられしより宗繼公は彼相公と元來一族の由縁もあれば殊お親しく交誼給ひ一日御館へ招待せられ酒食の饗應果たる後近習に命じ各様ふる煙草の匣を取出して是は薩州國府産彼は館産水戸煙草と互ひに吸つ試みつ數談に涉りしうち宗繼公は偶然と式部侯に對はせられ貴公は煙草の識者ありと豫て承引致したが未だ世にいふ傾城の長煙管にて吸付たる煙草は味は知らるまじと最と誇貌に問ひ給へば式部頭は呵々と思はず笑ひを催しつ貴公には知ろし召れずや拙者目今こころ城主なれ原來御分家の小藩の遊女はれろか揚弓店茶汲婢女が吸付たる煙草の味も知りいどうも感むれて答へらるゝを宗繼公は斯くと聽き忽ち聲を潛ませられ貴公が左まで下賤ごまの事情も詳細に知られし上は今は何をか秘密をさん實は先頃圖らざるも茶坊道覺が案内に因り彼吉原へ趣きつ三浦屋の遊女吉野太夫を一夜の伽に迎へしとて渠妓は遊女に似もやらず顔色容貌さへ美麗上に氣性端莊き者なれば予の意裏を甚だ愛せり願ふは貴公子と俱も今宵彼地へ赴きて齊しく愉快を盡されよと促がし給ふの言葉に式部頭は兩掌を拍ち這は鏡俵の厚意

に因り近來更にうち絶えし花街の景状を一見せん早や刻限も宜かりしお卒御同道つかまつらんと袴脱取り遽がはしく御平服とかり給ひ宗繼公と俱侶にやをら御庭に下り立つ、非常門より秘密に彼道覺等を後方に從へ直ちに近江屋の許に趣き此夜高木原式部侯には三浦屋の遊女高尾太夫をうの敵妓とせられしが是より左に右兩侯は遊君傾城は嬋娟なる花街の姿貌に御心の移らせ給ひて夜毎に吉原にのみ通はせらるゝに當時廊中の風説に兩個の相公が事をしも誰彼となく言御せむの御微行を妨げんと破落戸等が行途を跟け或ひは喧嘩を爲かけおとせして往來平穩ならざるより花廊通ひを止まりて暫且彼等を避け給ひしが一日竊に兩侯は脇股の家臣に命じつ、兩個の愛妓が身代を金二千兩に償ひ得て各自邸内に呼迎へつ手活の花と詠められしも斯ては風情の薄かり迎果は多館を吉原の倡家に准らへ庭中に數多の櫻花を摸し植ゑ多與侍づく女中等を離妓了髪或は又藝妓乾婆に打扮せしよ、遊惰に耽り給ひぬ實に匿れたるより顯はるゝはあしとの古言宜かるかな此事早晚將軍家にもをさく風説の聞ねしかば幕府も於ても棄かき難き兩個の相公が不行跡ゆゑ早速老中倍平右近將監を出頭せしめろの取調べを命じられしに則ち若年寄久下大和守を今般尋問の上使として戸張家へ遣はされしが宗繼公には當將軍俊宗公と涉不和より故意と行狀を崩させ給へば斯く尋問のあるべきと豫て覺悟なるに因り上使の趣旨悉く言下にこれを開陳きて大和守を歸さしめ自己は是より病痢と稱し養生のため本國清洲へ一回歸城に及べりと一通の書を認めつ、將軍家までさし出し倍又家臣の面々には高卑の者に拘らず年紀大約十七八より二十三四の容貌美麗婦女を五十餘個取揃へて予發足の當日までに差出すべしと俄然お仰せ

出されしかば君命争か推辭に由る其年紀も似合しき女子を持つ家臣等は姉妹の差別なく我劣らじと化粧はせつ既ち浴館へ参らせしが宗繼公は五十餘箇の女子輩をうち集へて各自も白色の天鵝絨に金糸をもつて丸にトの字の徽章を縫せし長羽織に同じく紫色の衣裳を襲ね腰間に大小巍然く壯士姿貌に打扮せ自身は黒色の汚衣服に旅行袴を穿せられ一頭の白き壯牛に跨がり愛妓吉野が籃輿の後方に添ひて整々と歩行を列したたち出給ふに此夜品川の驛路に涉泊ありし後再び尋常の旅服装に女子の姿貌を換させられ是より夥多の家隸等が前後左右も扈從ひ路程十日餘りにして本國清洲に着き給へど尙吉原の景状を忘れがたくや思しけん此清洲より程近き一之宮といふ土地に十四五軒の家居を設けてこれを假の花街に准へ愛妓吉野を初めとして五十餘箇の女子輩を此假花街に住移らせ夜毎以前の白毛牛に召て近習に史せし吉野が許へ通ひ給ふに其第一の樓上を牛車樓と稱へける有左は又宗繼公には花街通ひの餘興として一日狩倉を催されつ、我領内の宿驛には官道私路の差別なく愈竹柵を結繞らし通行口を止めしより諸國に往來ふ旅客等が困難大方あらざる折から幕府の官吏堀田彈正啓用の序通り懸りつ此爲体を見るよりも心中に太く憤ほり假令權威のあるにもせよ我慰鬱の狩倉に天下の官道を妨ぐるは傍若無人の舉動なり急ぎ竹柵を取拂ふて諸人の往來を許されよと厳しく戸張家へ論談しかど左や右と言拒みて承諾べうもあらざるに不餘義なく堀田彈正は三州岡崎へ引返し頓て件の一伍一什を悉しく紙面よ書認め早飛脚もて老中まで此旨ヲ達に及びしかば直ちに戸張家は家老職永瀬隼人竹内長門の兩個を江戸表へ呼下しつ逐一尋問ありしところ右は主人宗繼が粗暴の私意に出たりと齊しく其罪をす

し謝び竟に幕府の内命よて宗繼公を塾居せしめ常善院殿と稱し奉り則ち嫡子虎千代君を宗敦公と名乗しつ、其後家督とせられしより彼一之宮の假花街は一夜の中に取毀ちて愛妓吉野其他の女子は俄然に暇間をさし出しつ各自江戸へ歸らせまどぞ

因に曰く宗繼公嘗て塾居の後平常に人と接する毎に予は甚だ残念ありと口癖に宣まひしかば當時世人此相公を綽號して殘念院殿と稱したりとかや

○第二一回

良臣辨を奮つて上使に説く

不題高木原式部頭へは白封汚狀の上使として大目付蜂谷淡路守を遣はされしが當主式部侯を初めとして親屬方の面々には難波主膳頭淡山因幡守倍平安藝守等各自も内書院に寄集ひて評議區々なる折から同家の足輕頭役福田安右衛門が組下にて四石二個扶持の小給ある尾崎民右衛門と云る者留守居役の三浦鞆負が後方に從ひ恐るゝ彼内書院に罷り出家老伊東典膳が坐傍近く平伏なし今般主君の大事に付き不肖ながら某に上使應接の役目を何卒仰付られ度此段願ひ奉つると憚る色なく述たるに予一坐に列なる典膳はじめ山川帶刀岩橋勘解由其他の家臣等一同が渠足輕の身分もて重役を恐れぬ其舉動憎き下郎奴下れ居れと睨み付つ、嘗懲すを上坐の方より難波侯が此体はやくも汚覽せられアイヤ典膳暫時待れよ我其者に用事あはば而會せんと呼止め坐中を信と見廻しつ、斯有る危窮の時として多くの家臣等誰一個主家の大事を救えんと思慮する者もなき中に假令其身は卑臣とも自から願ふて大切なる今日れ役義を勤めんとは通れ當家の忠臣なり我今當主の命に代りて汝に役目を許しされば疾々上使に面謁して主家の安堵を計ふべしヤヨ誰かある民右衛門に禮服一襲取らせ

よと吩咐給へば次室よりハット答へて近習が持出す衣服をかし戴き這は有難しと難波侯に三拜あしつ請収め彼典膳等を脇目につけ徐々其坐を退出つゝ頓て伴の禮服を其身に改ため優然と上使の前にて罷出ける當時蜂谷淡路守は民右衛門に對はせられ上意の趣旨謹んで承はれと宣まひつゝ持參の御狀をうち披きて其文面の箇條に曰く

- 一 高木原式部頭備先祖保政保勝の舊功に因り播州姫路に於て領地十五万石宛行ひ位階從四位の侍従たり其貴重身分も辨へず下民同様に遊里へ通ひ特ふ風聞宜しからず候事
- 一 遊女高尾の色に溺れ同人を身請致し候事
- 一 自邸に於て侍女に命じ遊女高尾を御部家と稱させ武家の家の格を取乱し候事
- 一 庭中に櫻花を植ゑ吉原の風景を模擬し晝夜淫酒に耽り候事
- 一 茶坊侍友等藝妓間打扮せ上を憚らざるの所爲の事

右の五ヶ條公儀に對し重々不束に思し召され若此辨解ならざる時は當家の所領十五万石速に没収令むる者ありと有けれを民右衛門は平伏したる頭を擡げ上使に對ひ恐れながら式部頭の花街通ひと聞えしは當藩非番の壯士等が屢彼地へ赴きて妓樓の遊興に耽りしを市中の者が取違へて斯る風説に及びしかり第三遊女高尾と云るは當主の乳母れ一女にして渠が生前の遺言に依頼もわれは作善のため大金をもて身請せしが元此費用わ家臣等が給する所の祿に當て取酬りたる金員あるに當主が敢て色に溺れ擲ちたるに非ざるなり第三高尾を迎へ取て伊部家おんど稱せしは渠に侍く下婢輩が只假初の尊稱にして是公然の儀にあらす第四其頃當主が病病に罹り引籠りて居りしゆゑ家臣等これを慰さめんと尙前領の餘金われ

ば些少庭中の光景を換ぬ數多の櫻花を植ゑたるなり第五茶坊侍女等が一日庭中花見の席に酒興の餘り戯れしを新蝶々しく聞えしあれば何卒寛仁の沙汰もて伊執行を願ひ奉ると懸河の辨舌滔々と最と清爽に陳述たるに淡路守は只願に渠が頼智の忠義に愛で伴の答辨悉く聞届けられし上俱に老中まで歎願及びしかば竟に當主式部頭には僅五十日の閉門にて越後の國頸城郡高田城十五万石の國換仰せ付られつゝ事故なく落着に及びけり是偏に尾崎民右衛門が頼才智略の辨解より出しどころの功績なりとて則ち親族難波侯が今回の賞を當主に指揮し頓て家老の職に採用つゝ其高祿五百石を賜はりける

因に曰く世に高木原高尾と稱するは則ち此十代目高尾の事にして當時彼相公が専ら渠を寵愛の餘り竟に身請せられしあり

紹前酌復説伊東典膳山川帶刀岩橋勘解由等の佞臣等は今般足輕民右衛門が主家の大事に功績を得て俄然に同僚に昇進しより偏執の心止難ければ密かに一同謀し合ひ元民右衛門が足輕れ卑臣身分を愚弄あし或は笑ひ言りつ屢耻辱を與へしかば器量大度の民右衛門小人輩が舉動を取て心中に憤怒る色なく泰然として勤め居りしに渠等も今は困じ果てつゝ尙君前に罷り出で近頃尾崎民右衛門は自己が功績にうち誇りて君侯を蔑視に致せしを百様役目に假托て齊しく讒謗だてしかば果は三回市虎を傳へて人復信する諭言れ若く斯有る功臣ありけれども奸曲阿諛の舌頭には争かこれを避るの術なく竟に此言容れられす忽ち主君の不興を蒙り家老職をげ不放され浮浪の者となりしより流石忠義れ民右衛門も身の所憑をきまゝに妻のお浪と今茲又九歳になれる一個の男子秀之助を引連れつゝ當時神田富松町に雜貨品

をもて渡世とする伊勢屋五兵衛と云るれ浪者と從弟の因縁あれば此家に暫且寄居りしが去連武家に仕へし身の商家に業に疎ければ其手替ともならざるより主個五兵衛と商量しつ卒ひ同所三河町に適宜き空房のありしを借受け親子三個が引移りて些少嗜む賣卜も身上吉凶夢判断或は失物走人と人脚繁き處にたち僅少の見料乞ひ受けつゝ左も右もして口を糊するに一日神田橋の精盡所に毎常の如く停立て笹竹算木をうち鳴らし乾元享利と唱へつゝ往來の人を見返る折から今しも登城退出と見ゆ對ひの方より前後左右も夥多の徒者召し從へ歩行を列して整々と這方へ來かゝる籃輿が此民右衛門の爲体を見るより其所に止まりつ渠者是へと宣まへばハット答へて近習が彼民右衛門に我君侯の召しあるぞと告知らせて傍側近く召連たり當下件の籃輿の緞子扉を開かれ一個は相公が這は珍らしや民右衛門絶えて久しき面會すと聲かけ給ふ顔顔を民右衛門は恐るゝ誰人なりやと平伏したる頭を擡げ見揚るに是なん奥州鞠岡にて十萬石を領せらるゝ難波主膳頭殿あるに是はとばかり驚駭て且耻らひつ躊躇しを難波侯は欣然と民右衛門に對はせられ予汝を尋ぬる事稍久しきに及べども嘗て在所を知る由なきに盡らす面會いたせしは僥倖これに過ぐべからず汝爾今予に仕へて再回家名を興せよと最と有がたき御言葉に民右衛門は感涙の不覺に出るを拭ひも敢ず不肖の此身を左程まで思し召さるゝ御仁心は微臣忘却いたさねと一旦二君に仕へしと豫て心中に誓ひたれば此儀ばかりは許容させ給へど只管推辭て肯じざるを難波侯には特さらし渠が忠義を惜ませ給ひ尙左に右と説き懇通て強てその意を承諾しつ頓て妻子と侶俱に我邸内に呼迎へて竟に其祿五百石の多きを興へて難波家の家老職も採入れける

○第三回

忠士時を得て顯職を占む

案下某生再説奥州平崎の城主津守備中守殿と聞えしは上の覺ゆる最と愛たく奥羽に知られし諸侯なりしが开が先祖を尋ぬるに元來同國の莊官にて久米岩松と云る者昔太閤秀吉公の御落胤に渡らせ給ふ姫君を事故ありて我奥方に賜ひしより漸次に加増立身して威權朝陽の昇るが如く竟に諸侯の列に加はり城主とはなり給へど難波侯には津守家が祖先の家系を知らるゝ故夫を賤むるに非ざれと迭に交誼睦ましからず同じ國とは言ふがら吳越の思ひをせられしが時に寶曆十年六月十三日の夜小川町なる御簾下新庄源五郎の居邸より出火せしに折しも北風最と烈しく空を拂つて吹出しつ四邊の家居は一斑みみるゝ灰燼と燒失て鎌倉河岸まで延蔓つゝ稍本城も危ふきまでに火焰ますゝ熾んあれば老中はじめ諸侯方にも追々騎馬にて駈付給ふ开が中に難波家の一隊には神田橋の涉門内を最と嚴重に警固る折から一騎の乗馬に鞭うちて驚直に走らせつゝ件は警衛を乗切りて這方へ來かゝる者あるに不此隊を指揮せる頭役尾崎民右衛門は斯と見るより浪藉者奴と呼はりつゝ引戻さんと支ゆるを早や駈退んとしたりしかば齊しく騎馬を乗かけて誰人ありやと提燈の明りに徹章を透し見るに是なん平素に我主君と睦ましからぬ津守殿にてありければ意恨を晴すは此時なりと持たる鞭を振揚げて相公が背を後さまに兩三回撃付るを遅れ駈に乗付たる津守の近習笠原左内輕澤銀彌の兩個の騎馬が彼民右衛門を取圍み扱手も見せず双方より二太刀三太刀切結ぶ程もあらせす兩家の家臣等五六十個入亂れて互ひに挑み闘ひつゝ騒動大方ならざりけり恁て其夜も向晨わたり全く鎮火してければ頓て件の趣旨に示々紙面に書認め則ち難波家の

家老職尾崎民右衛門同じく田邊多左衛門より老中倍平右近將監まで此旨上申に及びける其文に曰く

昨十三日夜子半刻小川町新庄源五郎殿邸宅より出火の節弊藩儀沙定法通り神田橋沙門内警衛罷在候處何者とも知れず一騎の武士突然警固中に乱入致し候間相支之候得共尙聞入不申既に公儀の沙威光にも相係り候儀に付無餘儀抜刀れ上相制し申し候依之此段沙届申上候以上

難波主膳頭家老

寶曆十年六月十四日

尾崎民右衛門
田邊多左衛門

倍平右近將監殿

又同日津守家の家老職渥美錦太夫同じく山下佐次馬より此旨同家へ上申に及びける其文に曰く

昨十三日夜子半刻小川町新庄源五郎殿邸宅より出火の節備中守儀近火沙見舞として出馬致し途神田橋沙門内に於て難波主膳頭家來共沙警衛の權威を假り卒然狼籍に及び從者の中には負傷死亡の者も有之候間此段嚴重の沙吟味奉願上以上

津守備中守家老

寶曆十年六月十三日

渥美錦太夫
山下佐次馬

倍平右近將監殿

有左程に老中右近將監には難波津守の兩家より差出したる上申書を直ちに披見せられし上則ち大目付向井駿河守同じく久永彈正を其日檢使の役として神田橋沙門内へ遣はしめ兩家の死亡十一個負傷二十三個を法則の如く取計はしめ備又四個の家老共を公問所へ呼出し當時警衛の儀俱徐々席に着き給ひ且錦太夫に對はせられ昨夜の事實を示々と密に問せ給ふ程に錦太夫は又同僚の佐次馬と齊しく顔見合せ「さんい備中守儀平素に温和の性質にて留意を生ずる者あらねど主膳殿には此年頃奈何ある宿意を狭れけん交誼睦しからざりしに昨夜の出火警固の折上の權威に假托て密に家臣等膝合ひ主人が出馬れ途中を待受け斯く狼籍に及びし段聊か相違これあらじと阿容たる色なく陳述しより將監殿は取り給ふべきを膝に突き直しつ再回這方に對はせられ「ヤヨ民右衛門其方が嘗て出せる上申書と是るる渥美が陳する旨と其意甚だ相違へり此儀審詳に言述よと宣ふ命言を畏こみつ、民右衛門は徐々と頭を擡げ兩掌を控へ「恐れながら錦太夫が只今陳せし趣きは逸々承知仕つらず荷くも夫れ一城の當主として私意を假初めさし狹まば卒戰場の馬前に於て沙奉公は勤まるまじきに然るを自から沙警衛の規則を冒して宿意ありなと言葉巧みに申し上げしは以ての外の謬言なり此儀偏へ沙賢斷を願はしうとろひかれと泰然として答へしかば將監殿も民右衛門が理非明白の論辨に實にも點頭給ひつゝ當日の廳は果たる後直ちに難波主膳頭には神田橋の沙警固を沙免となり芝三緑山増上寺の火消沙警固を仰付られ且又津守備中守には這回沙始末甚だ粗暴の至りなり迎十日間謹愼仰付られつゝ双方落着に及びけり然るに尾崎民右衛門

は今般主君主膳頭が三緑山の伊警固を俄然に命せられしより費用大方あらざれば奈何あらんと同僚等と齊しく協議を遂げる上忽然一方の策略を設け一日伊達侯(奥州仙臺の城主)が新設坐の上藩邸に赴きつ示々と名刺を呈し伊目通りを願ひしに伊達侯も亦民右衛門が風説を察して知らるゝものから伊前へ召して面謁給へば民右衛門は恭しく口誼を述べて倍いふやう今般主人主膳頭義三緑山の伊警固を圖らず仰付られしが相公にも知し召さるゝ通り十万石の小藩にては伊用も勤め難きところ此程國表に命じたる運送船沈没いたし殆ど困窮仕つれば何卒伊同國の由縁をもて只今玄米五千俵と火消伊道具一式を拜借願ひ奉つると餘義なき休み依頼しより伊達侯流石に憫然と思し召けん民右衛門が乞ふに任せて兩様とも直ちに承諸給ひしかば則ち件の品々を伊達家より借用出しつ又本藩邸へ出入する町人共に之をし托し背脊に渾て鮮明と割青のある人夫等を五十餘個召し抱ねて其伊警固の準備とするに一日増上寺の近邊ある濱松町に出火ありしを今日は難波家の伊警固が初出なり迎見物の雑沓大方からざるうち彼人夫等は法被も着ず脊の割青を見よかしに各自裸体の肩を列ぬ意氣揚々と引揚来るも他家の警衛と異なりて最と勇ましく見ねたるも是民右衛門が才智より全く出し方略かりと人々稱し合りとす

○第四回 孝子國を去つて良師に就く

備も其後難波侯と彼民右衛門が方略よて三緑山の伊警固も首尾克く勤め揚たるより上の伊覺ぬも漸次に愛たく位階中將に昇進れしが其頃尾崎民右衛門は不圖眼病にうち悩みて名醫の治療み手を盡せど更に藥方の効驗も全く竟に盲目となりしかば功成り名遂て身退くは此



孝子圖

時なりと覺悟しつ頓て家老の職務を辭し妻子を引連れ本國ある奥州一戸の城中に罷り下りて茲に別居し竟に物故りたりしかば是より前にの男子同苗秀之助は事故ありて下斗米の他姓を承り文學武藝を學ぶるに素來恰利の生質ゆゑ一を聞て二を知るべき俊才衆人に越ゆるるを藩士は彼を綽號して神童とて呼にけれ憚て月日に關守なく疾くも下斗米秀之助は今茲拾四歳の春を迎へて世は新年の祝日に同藩中れ少年等は或は雙陸紙鷲と我を忘れて遊べる中に獨り熟々思ふやう嘗て聞く我父は元足輕の卑職ありしも竟に自己の才力より家老の職に登庸りと我も父の志氣を嗣ぎ爾今江戸の地に至りて天下に其名を揚ずんば大丈夫とは謂れまじと思ひたちては中々に止まり難き我志望を母に示々告しかば許さるべしもなかりしかば一日件の趣きを一紙に詳細く書認め自己が便室の左側ある机上にさし置つ竊に旅行の用意を整へ覺束なくも人知れず自邸を立出で奥州路をたどりて十四五日旅寐を累ね今はしも漸く江戸に到着にける不題室町に住居する美濃屋善次郎といふ者ありしが渠は先年民右衛門が光蔭に因て難波家の出入商家となりしより尙毎年二回三回商用のため一戸にも往復あしつ民右衛門が舊恩をさへ忘却せず何時も自邸を訪問なせして秀之助も亦懇意なれば這般江戸に出たるも直ちに美濃屋が店に赴き偕示々ど心中を諱して其店に寄食居つ暫且疲勞を休ひしが頃しも恰好衣更着の空も長閑に晴わたりし日和あるに秀之助は且淺草の觀世音或は上野の東叡山と江戸珍らしく見歩行つ有一日吳服橋の御門外を圖らず進行する折から數寄屋河岸の方よりして乗馬の武士が來かゝる機會に市虎肌なる一個の男の大紋付の半天に些少泥土を蹴着しかを件は武士は慌忙しく馬上を下りて那男に

我過失を丁寧と言葉正しくうち勸解つ再同馬上に跨りて行んとするを最前より此方に窺ふ秀之助が感に得堪ぬす此武士こそ我師と憑む人なれど獨り心中に頭點つゝ忽ち馬前に進出で件の武士に一禮あし小生事は難波の家臣下斗米秀之助といふ者にて這般武邊修行のため國表より登りしところ只今貴殿が御舉動を最進進しく存すれば何卒以來御懇意を蒙りたしと述たるにぞ件の武士も秀之助が少年ながら志氣の厚きを太く感じつゝ我は高山の師範役にて築土の藩邸に住居する平山耕藏といふ者あるが厚もあらば訪問給へ尙緩々と物語らんと答ふをうち聽く秀之助は豫て武藝の達人と國表にて聞傳へし平山先生ありけるにぞ特さら奇遇を喜悅つゝ其日は互ひに別れしが是より四五日の程を経て有一日秀之助は善次郎と同道にて平山方へ訪ね行き偕示々と我心体をうち諱しつゝ門弟にありたき旨を言入るゝに平山も亦直ちに承諾さ則ち善次郎を保證とし頓て師弟の因を結びつ其熟生とありしより克く耕藏の教諭を守りて日夜武藝の勉強に一毫も怠慢をき故に十四歳より九ヶ年間二十二歳の時に至りて劍鎗馬術の奥儀は素來駒木根流の炮術まで皆傳受つ平山の高弟どころ成にけれ然るに同門は旗下戸川齋宮方ふ有一時武術の免許を得し其宴會を催しつゝ平山はじめ秀之助も俱に彼處へ招待れて饗應大方ならざりしが秀之助も又多く嗜まぬ酒の醉を重ねしより坐中居るも堪え難さに暫時玄關の左側ある一室の裡に身を退き醉をば醒するの折から表面の方の中間部屋に寄集ふたる下僕等が響應酒の酌酌互ひに語らふ高調子トドキニ可助足下が何時話しの出る奥州の檜垣山を吾儕も今回旦那に屬さ彼地へ往つた道中で判然見物して來たが成程足下が生國の自慢をするも無理はねへ堅が五十里横が又二十五里も有ら

ふといふ檜山は他國になしサ然し吾儕に了解らぬは往がけに見た傍示杭に難波領と記して有るも歸りに通る道筋に津守領と換て有つたが奈何いふ理由歟合點が出来ぬと疑ひ問へむ可助が其事件よ吾儕も未だ克くは聞かぬと御本城で今回普請の御用につき尺角餘りの檜材を大約ろの數員千本ほどさし出すやう吾儕が領主難波侯へ命令られしを家老共も計らひにて檜材は一切をいどやら公儀へ体よく斷りしを平素に領主と交誼悪るき津守侯が聽付て我領内より其檜材は献上すると宜しく言立て猥りに難波の檜垣山へ津守領の傍抗を打換たといふ事だが夫に付ても以前の家老尾崎さまが居られたから左様いふ理由もあるまいにと思はず訝やく可助の談話をもれ聴く秀之助が主家の耻辱に切齒ををし忽ち辭も醒め果しが再回我坐にたち戻りの頓て酒席の終るを待ち師の平山と俱侶に齊しく主僱に別れを告の築土の邸宅へ歸りし後おはるの事實を知らん爲彼善次郎へ示々と一伍一什を問探ゆしに恰好件の可助が語りし風説と相違なければ有一夜師匠平山へは這般主家の意恨よつき我身を擲ち其耻辱を雪ぐよしと且は又是まで多年は恩儀を謝したる一通の書を遺しかき何處ともなく立出しを後にて知り得し耕藏は彼秀之助が英敏なる氣量を豫て觀ぬさしゆる武藝の奥儀を皆傳しつ一個の息女お園が婿とし我道場を譲らんと思ひし事も虚となり今さら秀之助が身の上にて奈何ある事件を惹起すやと日夜心中を痛めつゝ竊に行術を案じけり

○第五回 孤忠身を遂して仇候を撃つ

不題津守備中守の上藩邸に近頃出頓る馬丁に綽號を下總と呼ぶ者ありしが馬術に長しのみならず又人品も宜きゆゑに部屋長者等も自づから彼と懇意を結びつゝ總て乗馬係はる事

は此下總を委託しつ乗試しおささする程に奈何なる猛き馬あり其其乗癖を立地に思ふが如く直しいより果は藩士の甲乙も只願渠の馬術を賞し愛する者さへ多かりしが有一日主津守侯には平素に信仰なし給ふ平井村の聖天へ參詣せんと遠乗の命を下しつ四五個は近習と俱に駿馬に跨がり既に出門せられしが素來相公の乗給ふは青柳といふ名馬にて矢よりも疾き逸物ゆゑ其馬丁に従ふ者下總あらでは他にあらじと部屋長者等が語ふより頓て件の下總を相公の馬丁に打扮せつ行く事一里餘りにして近習の騎馬は八九町後邊にねくれて青柳のみ遙香に遠く乗越しつゝ早や逆井の渡津を過ぎ平井林なる燈明寺の境内近く來りし折路傍に續く松原にて何思ひけん下總は津守の相公が乗給ふ役青柳の前脚を横に拂つて突到すに馬は忽ち飛揚りて相公を地上に振落すを落馬に假托け懷中より準備の七刀取出して胸脇の邊りを夥かに愚坐とばかりに刺貫せば何かはもつて堪るべき敢なく呼吸は絶え給ふを回顧もやらすうち捨かき何所どもなく逃失たり恚りし程に近習の者等は彼青柳に續かんと後れ走に追付つ相公の變死の爲体を見るより俄然に騒たれ諸馬丁の下總が此場に居ぬころ不審なれど頓て件の一伍一什を上藩邸の重役まで早馬をもて注進せしが此凶變を聞くよりも藩邸の騷動大方あらす直ちに家老の甲乙が馬上に鞭うち馳來りて諸方に追手を出ましかど既に時刻も稍移りてうの甲斐さらにあらざるより相公の死骸を籃輿に扛して藩邸へ引取りつ且取敢ず公邊へは病死の趣旨に披露なし老中其他は役人へは許多の苞蓋をさし溜りて則ち伊舍弟左京亮は願ひの通り恙なく家督相續を命じられぬ表話休憩下斗米秀之助は師匠平山耕藏方へ一通の書を遺しかき築土の邸宅を立出つゝ其身は馬丁に姿貌を窺し傳手を索めて

本所なる津守の藩邸の部屋の者等と親しく交誼を結び上相公が遠馬の従考みたち主君に代りて其意恨を爰に首尾よく果してより直ちに彼地を逃去りつ老中其他役人の邸宅は素來江戸市中の高札場所に至るまで一夜中左の如き一紙の文を張出して諸人にこれを指示せり

私儀昨十四日津守備中守平井村聖天參詣の砌り同所に於て備中守を切害致し候に付若病

死の惨屈け有之候共大名の變死は法通り半地國換仰せ付られ然るべく候事

〇〇六年四月二十日

隱名淨浪

東 間 雷 策

侈役人中侈披露

是より秀之助の雷策は彼首此首と身を匿して十日餘りも過しつ、尙津守家れ爲体を忍び忍びに聞索るに此程御舍弟左京亮が家督相續せし上に本領安堵なりしより切齒に絶えず此上は兩回も三回も津守家に意恨を報して潔白克く自から罪科を訴へ出處刑を受けるも遅きにあらじと獨り心中に思案しつ或夜平山耕藏が邸宅の中に微行き主個が厠舎に立出る時刻を待受け靜然と園裡の這方の植込の中より其身を顯はして恐る、耕藏が目先近く蹲踞くをりれど知らねば耕藏は手洗盤の水を手に滌ぎ注げつ、且見れば今宵暗かがる秀之助が其處に平伏し居たるにぞ一回は又訝かりしが元來仔細のある事と思へば聲をうち潜めて這は珍らしや秀之助和郎が忠義を盡せしは既に諸方に示したる貼紙にても察せしかど尙津守家には恙なく本領安堵なりし故さう遺憾にや思ふらめ左まれ右まれ大罪を犯し、和郎を他人の知

りおば身の一大事に及ぶべし幸ひ那首ある茶の席は乾淨れたる閑室にて人を避るに程よけれと自から庭に下りたちて伴ひ入るを雷策は有難涙拭ひも敢ず頭を擡げ慰いふやう今さら拜顔仕まつるも却て師家に御悲歡を醸すに等しき業ながら主家の爲には身を殺すが則ち臣下の道なくと些少聞得し事あるに予血氣の餘り切齒に絶ねば日頃の御恩もうち忘れて御憤怒を顧みず斯る罪科の身とありしも津守の家督に恙なけれを尙惜からぬ性命を存生へ再回本意を遂げたる上自から罪科を訴へ出んと既に覺悟を究めしが有左にても此程は探索厳しき我支体を容るゝ所れあらざるより何卒師弟の御慈仁に暫且御舍藏を請ん爲竊かに推參仕つをりと忠義よ疑たる雷策が餘義なき委托に耕藏も我子に等しき門弟の今雷策が危窮を見て争か餘所に過ぐさんや直ちに其意を承諾つ頓て這方の倉廩の二階に渠を舍藏かき三回れ食も息女か園の外に運びをあさるより稍四五月を経たりしかど奴婢は元來塾生等も彼秀之助の雷策が此倉廩に潛み居るを知る者絶えてあらざりけり有左程に耕藏は、一夜家族の寐入し頃彼倉廩なる雷策の許に訪問れ借云やう此頃和郎の風説も少しく薄らぎ探索も漸次に府下に意りしかば一旦此地を立去りて邊土に其身を潛みし上時節を待て本意を遂げ主家へ忠義を立よかし這は輕少の餞別あれと行途の旅費に收納めよと取出したる五十兩の金員と衣服をうち添て還興すを受取る雷策が幾回とかくか戴き斯まで深き御教諭を争か遠背仕まつらんや仰せれ如く今宵の中且奥州路を志して鋸に出立仕まつらん思義に因ては拜顔も今宵限りの罪人ゆゑ吾儕の上は御懸念なく自愛を祈り奉つると流石師弟の恩愛に長き離別み惜つゝ姑く時刻を遷せしものち尙晨近くなりしかば雷策やをら支度を調へ借耕藏に

示々ど這回の恩儀を謝し終りて築土の邸宅を立去りつゝ、心ろ細くも唯一個其身は畫工の姿貌に打打て名も竹堂と號しつゝ、急かぬ旅行も最と昏き日影の身には吹風にも驚ろかされつ休泊の宿を重ねて漸と我舊地なる奥州の離波領へ着にける

○第六回

輔車危を免れて其身を全す

恚て當間雷策は奥州一之戸の邊りなる鹿野と云る温泉の名高き地方に赴きて里正高橋七郎右衛門が書畫を好むと聞しより則ち渠を訪問れつゝ、畫工の由を言入しよ幸ひ屏風紙障をど潤筆もの、多ければ暫且此家に滞留りつ主個は元來其近邊の者さへ懇意を結びしが有一日獵師を營業とする市兵衛と云る者圖らず高橋方へ來りて那雷策の竹堂と百様俗話を語りし後雷策よろち對ひ今日は天氣も麗朗にて山中の景色も宜き程に今より吾儕と俱侶に遊山に行せ給へかしと只管愆愆て止ざるに予元來急がぬ潤筆に筆頭も進まぬ折れば頼て件の趣きを主個に云断りて那市兵衛の案内に因り山路四五町登し頃這方の山の谷間より一頭の猪の走り出しを雷策疾くも眼を着て我那猪を撃留んに獵銃これへ借し給へと云へば市兵衛冷笑ひて奈何先生なればとて那大猪を撃留るは甚だ危うき事なるに止まり給へと制するを猶聞やらで市兵衛の獵銃れつ取り動と撃つ視ひ違はず那猪は急所を撃れて死したるを見るより市兵衛雷策が火術に長しを驚くまゝに感入つゝ、冷笑ひし無禮の罪を詫かして尙那頭這頭と見送りつ其日は宿所に戻りし後七郎右衛門に云々と一伍一什を語りしかば是より益々雷策は土地の者の信用得て大先生とぞ尊敬ける然るに同國離波領と津守領の國境界三峰山れるの麓に桂津村と云るあり這は奥州路の街道にて此山上より臨む時はの往來まで直

徑十四五町の距離をれば雷策地理をかし測りて推津村こゝ津守侯が參勤交代の通路にして此處あん本意を達するに屈竟なれど肚裏に忽ち謀り起しつゝ、是より日毎遊山に假托け此山上に赴きてろの半腹ある芭蕉堂を自己が瀆み場所となし一挺の本炮を忍び、に製造設けて堂中の椽の下に秘め置きつ竊かに津守の君侯が通行の日を窺ひけり茲に又同國仙臺の刀鍛冶にて國定と云る者近頃里正高橋方へ便り來りて寄食居りしが元來國定は離波家の領内の出生なれど此竹堂の雷策と特別懇意を結びしに有一夜國定は徒然の餘り大間記ある本能寺の條下を開きて讀み居たるを坐傍に聽ける雷策が主従の義を想像り明智が謀反の不忠を惡みて不覺に涙を浮めしが此夜雷策は國定と毎常の如く枕を雙べて一室の裡に眠りし折忽然聲を震はして争で津守の本領を此處安堵にかくべき歎と誓りつ憤怒つ呟きしを國定聽くより眼を覺して彼雷策が後脊より揺起しつゝ、偕いふやう貴郎が大望ある事は我疾や知りて候へば包まづ諦し給へがしと目的をさしたる國定が言葉に雷策うち驚ろき开は何事を言るゝ歎我は拙書を業として諸方を廻る遊民あれば大望かんと願はしき者にはわらずと去氣なく云ひ瞞るを國貞は聲を潜めつうち笑ながらお匿しあるを常麻若と呼れて雷策今はしも匿し難き自己が身を知らるゝ上は是非は及ばず我は奈何にも先頃津守の君侯を刺殺して其場を咎れし雷策なりと名乗るを聽て國貞は偕云々と雷策が今宵の夢中に呟きし事ども都て説き示しつ復雷策にうち對ひ吾儕も難波家の傍領内に人と生れし者あるゆゑ其國恩を報ふが爲め爾後貴郎と兄弟の約を結びて俱侶に一臂を助け參らすべしと思ひ込だる眞實の意衷は面色に顯はれて大丈夫とぞ見えしかば雷策渠が義俠を感じ既に兄弟の義を結びつ頼て木

炮の謀計より再回津守侯を狙撃すべき方便は簡様云々と遺る隈をくうち諦して密話に其夜を明しけり間不題國貞は彼雷策に荷擔しつ近頃津守の君公が參勤交代せらるゝため帰國あると聞しかば旅商人に打扮して街道筋を逍遙つ尙ろの事宵を索りしところ彌四月二十二日は推津村を通行の日割と既に極りしより國定直ちに高橋の方へ戻りて雷策に件のよしをも語りつ當日を筭へ待はどに早くも二十一日の正午近くなりしに予兩個は齊しく山獵と言ひ假托て旅宿を立出で彼山上に赴きつ其夜は芭蕉堂中に終夜語り明せしに儲當日とありぬれば豫て準備の割籠をかき食べ果つし雷策は腰間より取す望遠鏡に推津の方を見渡すうち前驅後従の家隸が意氣整々と歩行を列して一挺の轎子取圍みつ徐々此方へ來かゝるに予雷策今ころ我本意を達する時の來りしなれど雀躍りなして勇みたち彼國定に暗號をよし巧める木炮の火口を切て動と聲は規ひ違はず轎子は微塵に碎けて飛散たり當下雷策國定の兩人は件の芭蕉堂の中より齊しく立出ながら「確實に手答へ」云ふにや及ぶと迭に顔を見合せて莞爾笑ひ木炮を其儘近傍の笹葉の叢生に投棄て峰傳へ何處ともなく逝去り左有程に津守侯は舍兄備中守の凶變より左より右く其身を慎み給ひ這般歸國の道中にも自己は故意と家老共の轎子にうち乗りて僅少十個餘りある家隸をさへ從へつ既に本月二十日前に本國平崎の城内へ御歸着になりしかば那推津にて木炮の爲に撃れて變死せしは則ち主君が身代りなる茶道某ありけるに予雷策斯と聞索りて遺憾大方からざれど又詮方もあらざるより尙那頭這頭と身を潜めて空しく時日を送るうち忽ち一方の謀計を肚裏に伎倆つ此回は古き白布を其身に纏ひ金毘羅參詣の姿貌に打扮ち大小衣服を笈の中に秘め隠して脊負ひながらに鈴をうち振

り往來の者に錢を乞ひつゝ竟み奥州の國境界神宮司河の邊りある渡頭にこそ來りけれ

○第七回 義士水を潜つて嗣侯を刺す

茲に奥州の國境界に神宮司河と聞ゆしは其幅一町餘りにして一條の大河ありけるが頃しも八月中旬なれど降繼さたる滂沛雨に水勢宛ながら矢を射る如く滿々として逆巻にぞ渡船さへ漕かねて往來の旅客を止めしに近頃這頭等へたち廻る金毘羅參詣の一個の乞食が船漕ぐ技に長たりとて自から誇り眩しきを傍聽する篙工等が心中惡しと思ひしより渠に一船漕させつ泡を吹せて愚咲んと頼て件の金毘羅參詣を這方の小屋へ呼び入れつ此洪水は高波に一船漕ぎて手練を見せを今より貴郎を此處に止めて篙工同業の師と仰がんと云ふお欣ぶ金毘羅參詣は然らは一船漕出して手技を傍覽に入れんとて手疾く笈を引下して船場に至り棹かつ取り二突三突漕出すよと見ゆしに船は搖々どさしにも荒き高浪を苦もかく彼岸に漕ぎ着つ再回這岸へ漕返すにこれはと驚く篙工等が渠の手練に感服を是より渠を金毘羅と綽名に呼びつ篙工の小屋に止めて交りけり有左程も其年も稍暮果て明れば〇〇八年三月十五日と早くもありしが津守左京亮殿には此般參府せられんとて彌本月十六日は神宮司河を渡船あるよし其通行の宿驛へ常例の如く徇示すに土地の里正役人等は最ど嚴重に手配なし件の準備に及びしが彼篙工等も船を整へ棹を立てて待はどに既に其日となりければ彼雷策の金毘羅は天を拜し地を拜し今日こそ再回我本意を遂べき期の來にけれど獨り肚裏に領ぎつゝ最ど精悍く打扮ながら津守の君侯が乗り給ふ舟坐船の篙工にさし加はりつ河中まで漕ぎ出したる程しもあらず奈何なしけん金毘羅は握りし棹をかし流して舟を支えんとする機

會に油断を見究め津守侯を水入と河へ突落しつ渠も齊しく水中に潜り入るよと見ぬたるが豫て準備の匕刀にて津守侯の涉首級を忽ち掻切り水底を走るが如く泳ぎ去りて那首の岸なる柳株の處の中に潜みて居たりしを知る者絶えてなかりけり怒りし程に船中にては素破狼籍よと家豆の面々上を下へと騒動たち彼箇工等はいふも更なり游泳み長し壯等等をうの水底に潜らして遺る隈なく索らするに彼曲者は影さへ見ぬず涉首級を遺骸のみ漸々陸に上りしかば俄然に涉病死せられしと云徇しつ、平崎へ一回歸城ありし後借示々と公儀へ披露し則ち涉一族隠岐守に家督相續恙なく以前の如く命せられぬ却説雷策の金毘羅は那柳株の虚の中に豫て準備の干飯もて飢を凌ぎつ四五日餘り潜み匿れて居たりしが漸次に我身の穿鑿も怠たる様子ありけるに予有一夜件の涉首級を携へながら徐々と虚の中よりかち出て河對岸ある山田村の里正大關徳右衛門方に赴き示々と這般津守侯を水中にて切害したる仔細を述べ其涉首級を隣國ある此地の領主唯木侯へ確實に贈り給はるべしと委託むに驚ろく徳右衛門も今さら固辭難けれが恐るゝ承諾つ則ち件の涉首級を一箇は函に入れ納めて翌日右の赴きを瀧田の領主に訴へけり然れば又雷策と其夜去津守の涉首級を里正徳右衛門に遞與せし後濡たる衣服を脱換えて旅装を整へつ頓て主個に謝し別れて竊に江戸へ立戻りつ再回左の文を辻々へ貼出して諸人にこれを告知らせたり

私儀先年下總國平井村に於て津守備中守を切害に及候處公儀向は病死の体みて舍弟左京亮家督仰せ付かれいに付今般奥州神宮司河に於て尙左京亮を切害に及び其首級は羽州山田村里正徳右衛門方へ預け置ひ問此段涉取調の上大名の變死は涉法通り半地國換ぬ仰せ

付られ然るべくい事

〇〇八年四月二十日

隱名浮浪

當・間 雷 策

御役人中御披露

然るに津守家の御家督は這回も亦以前の如く御一族ある隠岐守が家督を命せられしとの世上の風説を聞索りしより雷策切齒に絶ゆる餘り再回津守隠岐守を殺害ささんと思案を廻らし其身は乞食の姿貌に變し奥州二本松に稍近き戸澤驛まで來りつ、津守侯が交代の通行の日を跟規ふに此地は西方に飯田の銀山東方に小坂の嶺下を直ちに眺める山村なれば平日は博徒の寄集ひて賭場の勝負は絶ゆるけり茲に同國伊達郡に伊達の三次と呼れしは百個餘りの乾兒、持る名高き博徒の巨魁にして先年離波家は舊家老尾崎民右衛門の下僕ありしも放蕩無頼に博徒とかれと義氣最と厚き者ありしか此程賭博の事につき戸澤驛まで來りし處鬪らず舊主の雷策に出會えよりうち驚き且我旅宿へ伴ひ來て一伍一什を聽終りつ三次は再回雷策にうち對ひつ、叔云ふやう斯まで忠義を思さるゝも這頭に潜み居給ふは甚だ危き事あるに右まれ左まれ我住居へ來りて潜み給へかし吾儕が出會せし上は生命に換て御本望遂げさせまつると頼母しき言葉に喜ぶ雷策が天下の罪科を犯せし身を左程に隠蔽與らるゝは這も亦嚴君の光庇すと渠が切なる真意を謝し頓て三次の衣服など僅て其身：着換ぬつ齊しく戸澤を旅立て伊達郡に到着にける左有心復雷策は圖す三次に出會しより渠が諫言に従ひつ二月三月身を潜めて空しく月日を送るうち三次の乾兒に國助とて近來來れる者あり

りしが些少締の葛藤より同業博徒の巨魁にて探偵方をする直右衛門と云る者の乾兒となり
 三次に意恨を報さんと思ひ設けしうの折から豫て不審を抱きたる彼雷策の事としも人品骨
 格示々と徳右衛門に告しかば元來三次と同業の乾兒を争うふ中あるに宜き捕縛者と探偵方
 の威權を奮つて直右衛門は三次を近傍の酒店に呼び寄せ貴兄が此頃舎藏する寄食兒ころ大
 罪ある御尋ね者の雷策に紛れなければ或者の告しま因て我疾知れり开は大切なる囚人ゆゑ
 倘召捕て差出す事ならずは吾方より今宵直ちに差向くべしと思ひ寄らざる雷策が身に振
 かゝる大難に驚きながらも三次は又形容を改ため那方に對ひ渠は江戸なる豪商は嫡子あり
 しも武も好み親父の勘當受たるより吾儕を便りて來し者あれば決して雷策なんぞ呼ぶ胡
 論の者には候ねと示云るれば是非に及ばず渠も好める劍道に些少覺ゆのある腕ゆゑ今宵酒
 をば一向に侷めて熟醉させたる後夜半の鐘聲の鳴るを暗號に我裏門へ來られよ其折召捕り
 引遞與さんと進退谷る今宵の難儀に遁辭を構へて欺き約し此家を別れて立戻りぬ

○第八回

俠客義を重じて故主を救ふ

憊て三次は直右衛門に別れて我家へ立戻り借云々と雷策に件のよしを述終りて乾兒の中に
 も股肱と憑む東金政吉梁田權藏或は松島清次など呼ぶ博徒を齊しく呼び集へ手を拱きつ又
 いふやう輕薄者の國助が恩を仇ある内通に斯る難儀を醸せしより最早咎るゝ道なければ今
 宵彼等の來るを待受け吾儕が刀の續くだけ確り倒して俱侶に此地を走るの他わらじと云ば
 各自言葉を副へ开は乾父の言るゝ如く元來吾儕も望む所と既に商議を決しゝかば迷みに支
 度を整へつ其日の暮るを待程に早くも響く遠寺の鐘聲に時刻は宜しと直右衛門は那國助を

先にたて十五六個の乾兒を召連三次か家の裏門より扉をうち敲きて音耗ふを應と答へて一
 個の乾兒が明るを遅しと雷策が飛出ながら直右衛門を矢庭に撲地と切倒す刀の光りに國助
 は呼やどばかり周章つゝ逃んとするを後背より三次が齊しく抜列れて先國助の肩頭を鴉尾
 かけて切下るに再回驚く其他れ者は各自得物をうち捨て後をも見ずして逃去つたり當下
 當麻雷策は三次に命じ直右衛門と彼國助の首うち落し竹竿の尖りに刺貫ぬきやをら表門に
 かし立て一紙の文を貼出せり

探偵吏 直右衛門
 子分 國助

右之者共儀姪曲邪智之所爲有之に付今般天誅に行ふ者也

隱名浮浪

○〇八年十二月四日

當間雷策

却説も二次は雷策が危急を救ひ政吉等と俱に謀りて直右衛門と乾兒國助を撃取て齊しく伊
 達を逃去りつ豫て義兄れ因みある下總八日市の博徒の同業六才市兵衛を便りつゝ那雷策が
 身の上れ仔細を諦し救助を乞ひ一同潛み居る程に彌雷策が探索の世上に嚴しかりけるに
 雷策獨り熟々と肚裏に思ふやう此地に何時まで滞留せば竟に主個六兵衛に連累の罪科を負
 とすに至るゝ最と惘然なる事なれば一回江戸に脱走て竊に津守隱岐守の舉動を索り機會好
 くば再回本意を果さんと既に心を究めしより有一夜示々一通の謝狀を認め六兵衛と三次に
 宛て遺し置き其夜闔宅の沈刻まりし時前を計りて臥床より江戸をさして脱け出ける間話

休憩雷策は豫て準備やなしたりけん鼠色木綿の旅衣服に丸括の帯を締め面に編笠を深く覆ひて手こ尺八を持添つ嵐無僧姿貌に身を覆して漸江戸の市街に入り堅川通を徐々と通行過ぐしつ雨模様を今渡らんとする折から封ひの方より一挺の橋子前後に多くの家隸を召従へつ整々と脚步を列して來かゝるを雷策圖らず回顧るに是なん津守隠岐守が登城の戻りなりければ忽ち必中にうち領を匿し持たる短銃にて橋子目かけて動と討つに彈丸は件の橋子の諸扉を打脱き君侯の肩先横に拂つて欄干に發失どころは飛散つたれ當下近習の面々は素破狼籍よと雷策を中に取巻き左右より召捕へんとする程に雷策疾くも欄干に上ると見ぬしが橋上より水入と河へ飛入りて行衛も知ずありにけり恚りし程に雷策は水庭遠く潜り脱け既に其日も暮しかば今ころ心中易かれと陸に上りて下總の行徳河の邊りある嵐無僧の住職と豫て我歳君民右衛門が些少俗縁ある者ゆゑ此處に便りて示々と仔細を請し救助を乞ふに元來此宗旨の寺法と云るは假令罪科を犯し身も自から罪を請すに於ては一回救ふ習ひあるに予則ち渠の紹介よて房州小湊誕生寺へ一書を齎し脱走やるに那誕生寺の住職も只願雷策が忠士を憐れみ異儀なくこれを承諾て竟に寺中へ舍藏れつ雷策徒然に絶ざる餘り日々書書おど認めて僅に心中を慰めけり茲に誕生寺の門前に杉浦屋清助といふ旅籠屋あり主個は探索吏を業として平素お院當へも出入しつ最と狡猾き者ありしが有一日扈從の壯士が那雷策の認めし扇子の墨繪を見せたるより幸ひ我家の紙障の繪を依頼たきよし云入るゝに雷策好める畫の道なれば望むがまゝに書したゝめ那清助に取らせしを清助些少音物など贈くりて懇意を結びたしと一向乞ふて止まざるに予寺中に等しき杉浦屋の主個なれば仔細もあら



じと頼て面會をし、後屢一室へ訪問来て最と馴々しく語らふうち清助渠が面体に意を注
て看認るに是が正しく雷策が人相書に紛れかければ直ちに此旨江戸表の津守家へ密告し
み又津守家には此年來草を分て索し居る那雷策が行衛の知れしを大方ならすうち喜び則ち
津山萬次郎日下仙之丞等の家臣を初め三十餘個の捕吏を撰擧て竊に小湊へ遣されぬ有左は
復清助は肚裏に一方の奸計を廻らしつ常毎の如く雷策が便室を訪問れ儲云ふやう今日は三
月三日にて雛祭りの節句あるに鯛の浦ある景色を見物せんと存るに予失禮ながら先生にも
我儕と同行をし給はずやと云ひ徳徳を雷策は近頃絶えて一室の裡に苦み居るのみ外出もな
さねと這川邊りは過境にて江戸を隔る海邊ゆゑ渠と同行なしたり迎悪うはあらじと獨り領
き僅に其意を肯じつ頼て一艘の小船にうち乗り那清助に同伴れつ鯛の浦にぞ着く程ま此
處は小湊誕生寺へ十七八町隔りたる宗祖日蓮大菩薩題目の靈場にて錫山の高嶺の望み東方
に小湊の町家を接す風景稀れある勝地ありしが清助船より雷策と俱に下りたち濱邊ある且
ある茶店に入らんとするに豫て暗號や做しをきけん件の茶店の小蔭より顯はれ出たる捕吏
の大勢那雷策を見ると齊しく前後左右にかつ取圍み各自十手を振揚て御上意なるぞと呼は
りながら敦圍荒く抗撃ふに不意を撃れて雷策は驚きあがらも三四個筋斗打して投出せば身
み大刀を帯びざれば假令三面六臂ありとも争か多勢に堪るべき遂に其場に組挫がを舞々繩
にぞ懸りける

○第九回 明君仁を垂れて籠禽を放つ

有左程に津守家の家臣津山萬次郎日下仙之丞等は故主の仇ある大罪人浪士當間雷策を清吉
が欺計に因り容易く召捕たりしかば其功勞として許多の賞金を清吉お取しつ、則件の雷策
を網籠物に扛せつ、江戸は溝邸へ引取りしを誕生寺の住職某が斯と聞くより憤怒に堪えず
直ちに使僧をたて今般當院に寄宿せし當工竹堂と云る者浪士當間雷策の由にて既に捕縛せ
られしが斯る大罪人なれば寺社奉行所より書院へ御下知のありし上りの捕縛に及ぶべきを
頼りに貴藩へ引取れしは甚だ寺法に背くに因り一回御返し有たる後當院より速に寺社奉行
所へ差立つべしと最嚴重に論談しに必竟寺院に寓する者は其順序をもて召捕るべきが則ち
又下の大法をれば竟に津守家の理論たす頼て使僧同道にて寺社奉行所へ差立けり案下某
生再説三次市兵衛の兩個の博徒は既に雷策が遺書の手簡を見るよりうち驚き太く心中に案
じつ、則ち三次が股肱の乾兒權藏清次を江戸へ遣はし又政吉をは安房上總の二州へ出して
雷策が今の行方を索らするに有一日政吉は一箇の首級を大袂、あうち負脊みて喘息たち戻
三次市兵衛の兩個に對ひ此程安房の小湊ある杉浦屋といふ旅籠屋に四五日足を止めし折聞
出したる一大事は箇様々々と雷策が那誕生寺に潜みし事より又杉浦屋の主個探索方清吉が
密吉より既に津守家へ召捕れし後誕生寺の住職某が憤怒に堪はず使僧を津守家へ遣し事を
で一伍一什を物語りの歎息をして又いふやう併ながら其警敵那清吉は取敢ず那が寐所へ踏
入りて斯の如くに撃取つたりと頼て件の大袂の中より一箇の首級取出し見するに驚く三
次市兵衛聞く事毎小眉を擡めつ开は安がらぬ事ながら當の警敵の清助を宜くころ撃取りを
したれど其功勞を賞しなせし尙云云と思案を廻らす折から江戸より權藏清次も齊しく此家
へ立戻り儲云々と雷策が四五日中に津守家より寺社奉行所へ引渡しに成るべき旨を聞索り

て言葉短かく云述るに三次は仔細を聞き終らず忽ち胡坐の膝たて直し然らば是より江戸に赴きろの引渡しの折を待受け必ず救ひ參らせん卒どばかりに立上るを六兵衛政吉權藏清次も俱に支度を整へつ十個餘りの乾兒を引連れ其夜直ちに出船を待て江をさして予赴きける然れば復雷策は那清吉が欺計に因り竟に捕縛の身となりて津守家へ引取られしも誕生寺の住職が使僧をたて、論議しかば再回寺社奉行所へ引渡しと成るに因り津守家の警衛は綱籃興は前後左右に二三十個圍從ひ本所の藩邸を立出て今兩國の橋頭を渡らんとする其折から十四五個の曲者が齊しく刀劍を脱列れて矢聲をかけて切付るに不意を撃れて警固の面々右往左往に粉雜りて暫時挑み争うふうち那曲者等は綱籃興の戸を切り破りて雷策を救ひ出しつ河邊に着けたる一艘の小船にうち乗せながら何處ともなく逃失たり當下件の曲者等は速擲を押して船路を急がし辛じて常陸の國水戸の浦邊に脱走延びしかば同所岩井町に赴きて末廣といふ妓樓に登り日頃の苦心を散さんと酒を命じ妓を招きて迭みに快樂を盡し、後各自隠匿に入ししかば森を離るゝ鴉の聲に驚かされつゝ雷策は獨り起出這方へ來るに幸ひ一坐の敵奴も名代嫖客の後朝を送りて此處にあらざるより聲を潛めて借云やう三次殿も市兵衛ぬしも武運拙き某に斯まで信義を盡されしは最も忝けなき事ながら是より明君と世に聞えたる水戸侯に直訴をなして本懐を遂んど心中に決せしに予最早此上貴殿等の一臂を頼むに及ばねば何卒此處より各位には乾兒の衆と俱侶に何地へあり共逃延びて再回白日青天の以前の支体にあり給へ然るに一條の屬托といふは我奥州に實母あり又江戸表に師匠おれど今さら面會ふし難ければ我に換りて云々と其意を傳へて給へかしと云つゝ昨宵燈

下にて認めかきし我母と師匠平山耕藏へ宛たる二通の書を纏與して卒とばかりに急がするを兩個は元來政吉等も中々承諾けしきまければ尙雷策が云云と理非を述つゝ説諭すに漸やく心中に落堵けん僅に其意を曉りしかば遺憾ながらも雷策に離別を告て西方と北方三次は奥州市兵衛は江戸をさまで予脱走行ぬ後には獨り雷策が流離の惜まれて惘然として居りしが多年辛苦の勞れにや俄然に胸膈の疼痛を覺ぬ一步も運び難ければ余義なく此家に脚步を止めて身の養生をする程よ自己が敵妓小鶴と云る倡妓が特さち老實に介抱おして呉たるより兩三日を過ぎしかば稍快方に至しに予翌日は夙めて水戸侯の藩邸に赴き直訴せんと既に覺悟に及びしを茲よ小鶴の狎客に探偵方をもて營業とする筑波の仙太といふ者ありしが此頃小鶴が招待れて居る旅客は武士体と歎きくに奈何なる人々と紙障の隙間より徐とさし除くに這はるも奈何よ其旅客は豫て人相書をもて尋ね嚴しき雷策あるに予宜き有罪者ころふしたれと仙太は獨りうち欣び頓て云々此家は主個に由縁を傳へて其夜夜六七個の假子を石連れ尋者の當間雷策其頭動くなど呼はるを心得たりと雷策は屏風を楯に身を構へ奈何にも我は雷策なるが汝等如き下郎奴に捕へらるべき者ならねと武士の作法を倣すに於ては我尋常に召捕れんと白眠着たるの威に恐れて假子の者等は顔見合せ暫時猶豫居たりしが仙太は目前に進み出で尋覺悟あるべしと最と態勳に禮を述べ竟に捕縛に及びし上則ち同所町奉行山部周馬にさし出し、かば頓て同氏より云々と此旨言上致せし處水戸中納言春範公には豫て當間雷策が忠義を知し召されし故直ちに公問所へ召呼おれ自から面會なし給ひつ借雷策に對はせられ汝多年辛苦を得て主家に忠義を盡せしも未だ本意をどげざれば

左ころ遺憾に思ふめれと尋ね給へば雷策は下たる頭をうち擡げさんい某武運拙くして未だ本意を遂げざるより哀れ君主が賢察もて此儀明白の御所置を偏に歎願奉つると愁然として答へしかば水戸公憫然と思しけん歎願の趣き参府の節予又適宜執行さんに示心得よ雷策と宣すひながら湯席を立て奥にぞ入り給ひぬ

○第十回 良相直を乗て義士を斬る

有左程に雷策は再回捕縛の身とありて網籠輿に扛れつゝ水戸より江戸へ送らるゝ其領内の地境界ある且ある並木へ來りし頃其身を覆面に打扮し六七個の武士が忽ち其頭を顯れ出で矢庭に件の網籠輿の戸を切破りて雷策を救助出しつ開が儘に何處ともなく逃去りしを雷策太く訝かりしが偕は水戸公が我を救助る方便ありと察せしより君侯が厚志をふし拜みつ欣然として唯獨り這方をさして來かゝるに一個の男が前にたち後にたちつゝ跟來りしが今雷策の面体を見るより忽ちうち驚き「雷策君歟」國定殿歟と迷みに久しき一別の舊誼を茲に述べ終つゝ國定再回借云ふやう先頃推津の事件に因り圖らず君の涉行衛を見失ふひたりしかば其後我は姿貌を變し尋ねしに此程水戸にて涉捕縛を受給ひしと聞よりも彼所へ赴き事實を索るに今日しも江戸表へさし立になりし旨ゆゑ涉跡を慕ひながらに來りしを這頭にて拜顔いたしゝは最と疑はしき事ありと詰り問れて雷策と彼國定に別れし後神宮司河の事件より三次六兵衛等が義侠の事又小湊の誕生寺に潜伏中探索方清吉に欺かれ一回津守家へ引立られしも再回三次等の義氣に因り竟に水戸へ脱去りつゝ又水戸公は厚志に因りて不思議に捕縛を解かれたる始めを云ば箇様々々終りを云ば示々ど一伍一什を残りなく言葉短かに物語るを國定聽つゝ嗟嘆に堪へねば奈何にもして一臂を添へ今一回津守侯を擊留んと雷策に謀し合つゝ俱偕に姿貌を變し忍びくゝに再回江戸へ去り赴きける時に〇〇九年正月元旦江戸在勤は諸侯は元來億川旗下の面々には各自新禧を祝さんため登城の往復絶え間なき折から津守隠岐守には只今下城されしと見ゆ多くの家隸召從がへ大手の方より整々と歩脚を列して來給ひしを那雷策と國定の兩個は其身に法被を纏ひて下儀の如くに打扮つ寄るよと見ゆしか懐中に隠し持たる短銃にて轡子目がけて撃放てば規ひ違はず隠岐守が左方の脚首撃脱きたり當下件は雷策は趕蒐來る近習等を切退けく其場は逃去り此夜再回左の交を市中の辻々へ貼出せり

私儀先般津守備中守並に左京亮を切害に及びし處今般尙短銃をもて當主隠岐守を擊留候に付大名の變死法通り半地國換に仰せ付られ然るべく候事

隱名浮浪

〇〇八月六日

當 間 雷 策

却說當間雷策は既に津守隠岐守を擊留たりと思しかば稍本懐を達せりて其同犯者國定には死後の菩提を屬托つゝ渠が郷里へ脱走さしめ自己は則ち閑老なる倍平肥後守の邸藩へ自訴に及びしより直ちに入牢仰せ付られ是より難波津守の兩家を日々公問所に呼出し數回吟味を遂げたる末罪狀定まり左の如く宣告に及れける

浪 人

當 間 雷 策

右之者儀領主より他家へ相係り候儀に付取留ざる儀ども承はり及び歴々へ對し意恨を含み鬱憤を晴すべくと存じ數度不敬の業に及び其事遂げずと雖でも公儀を恐れざる仕方重々不屈至極は付獄門に行ふ者也

午の二月

當日直ちに雷策は江戸小柄原に刑場にて獄門の刑に處せられけるが死骸は三次六兵衛と國定の三個の者が官に乞ふて引取りつゝ奥州檜垣山の近傍りにこれを葬り其頭へ一字の堂を營かみ三個は竟に剃髪して圓頂細衣の姿貌とあり其れが菩提を吊ふよしを聽こし召れて難波家より五人扶持宛賜りつ渠等の俠義を賞せしがこれにいよく感激なし生涯持戒堅固にして受かく此處に終しとて恚て倍平肥後守より大目付川崎安藝守に命じ奥州檜垣山へ派遣せしめ實地の検査ありし上願て津守領の傍示抗を抜取りて以前の如く難波領に更改ため總方宿意これ無き旨の受書を出させつ兩家親睦に至らしめしかば茲に初めて家臣等も安堵の思ひをなしけるは是れ畢竟水戸中納言が參府の折に關老肥後守へ懇々添心せられしより事の茲に及びしありと云

因みに云く檜垣山の事件に付き世に關良助と云る者當間雷策と同刑に處せられたりと云ひ傳ふれども或説に开は刀鍛冶國定が假に示變名せし者ありとも云り

檜山騷動實記

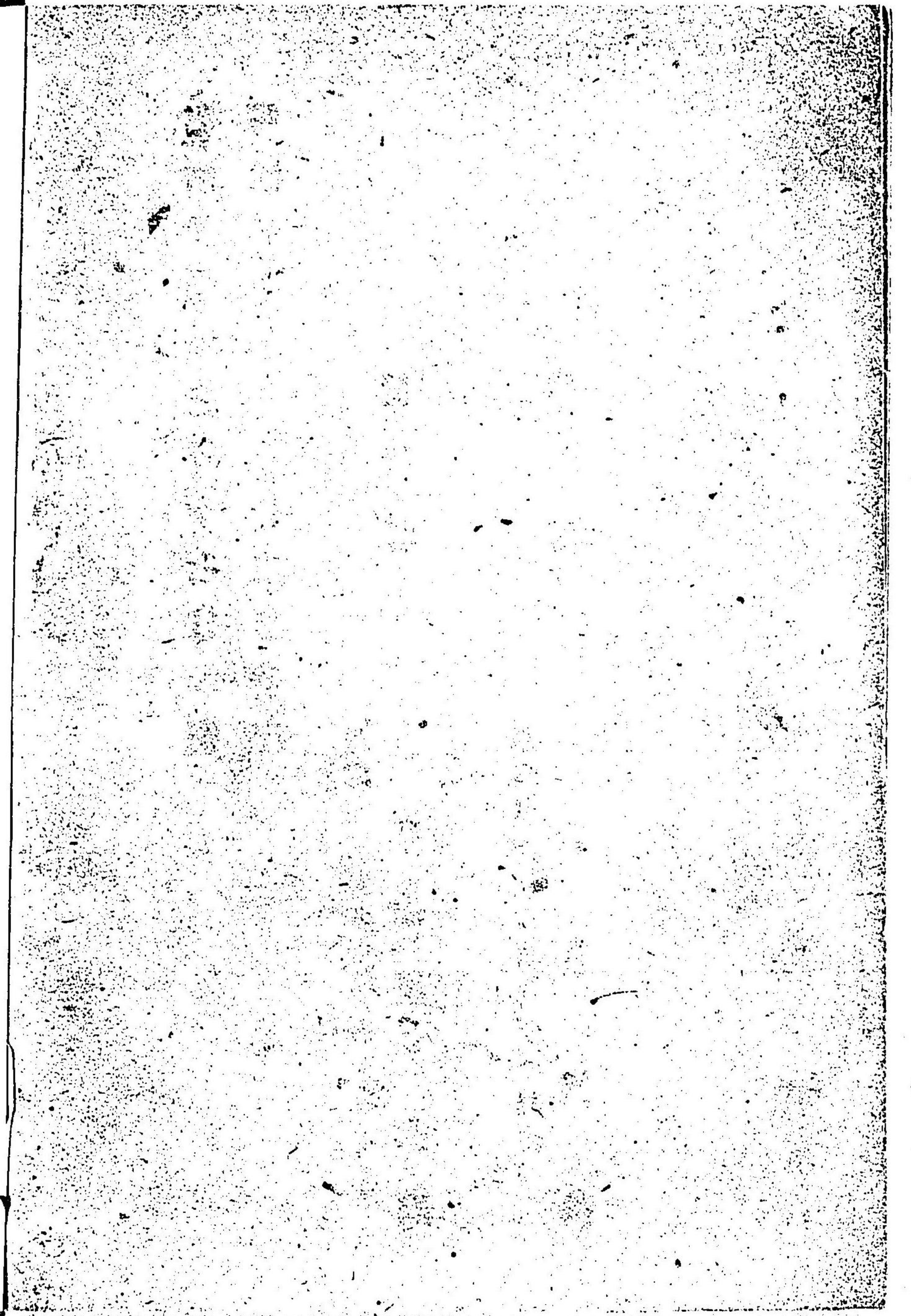
明治廿七年二月十七日印刷
明治廿七年二月廿四日發行

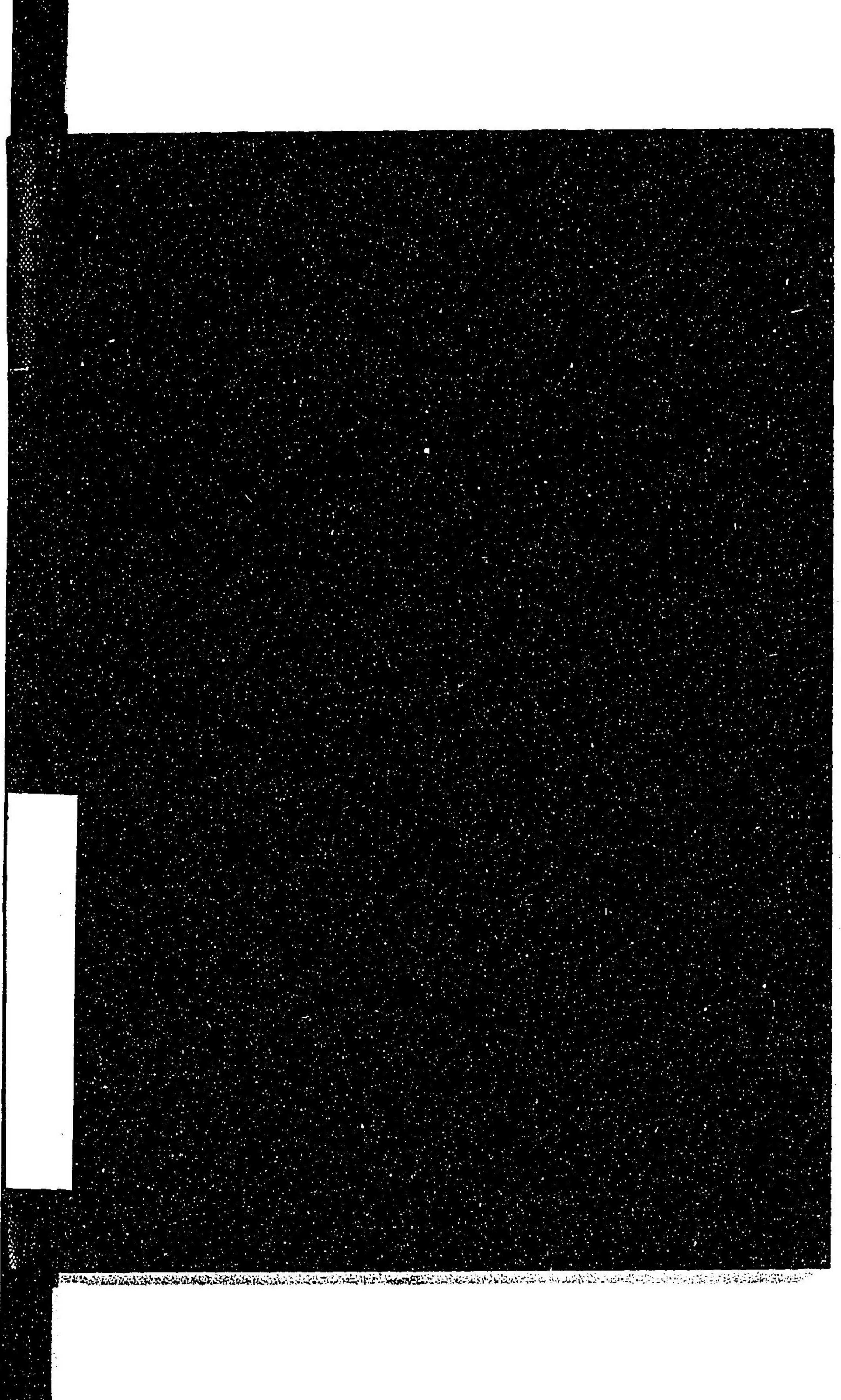
發行者

麹町區三番町五十八番地
粟生田久次郎

印刷者

神田區柳原河岸第十一號地
大場沃美





特28

627

相馬
大作 松山騒動実記

国立国会図書館

091312-000-2

特28-627

松山騒動実記

春光舎 風禽 / 著

M27

DBN-2190

